

ふじみ野市武蔵野ふるさとの緑の景観地保全計画〈概要版〉

1 概要

ふじみ野市武蔵野ふるさとの緑の景観地は、首都30km圏内の県央南部に位置し、武蔵野の面影を今も残す平地林のひとつであり、新田開拓に伴って形成されたコナラが主体の二次林と、ムクノキ・ケヤキ・竹林などの屋敷林の形質を残すものであり、同時に農村地特有の生態系が育まれてきた埼玉を象徴する農村景観が色濃く残っている地区である。

2 自然環境等

この地域で確認された動植物は、この地域の環境を反映した樹林性の種や市街地近郊、農耕地周辺に見られる種などであり、緑被状況の経年変化を見ると樹林地の減少と市街地等の増加の傾向が見られるものの、比較的まとまった樹林地が残存しており、選定時と同様な樹林景観を呈していることから、農村地の動植物の生息・生育環境として良好である。

3 指定地の状況等

この景観地は昭和58年度に武蔵野の面影を残す樹林地6.51haを指定している。

比較的協定率は低いものの、協定を締結している箇所は保全されており、従来から継続している緑の管理協定制度は、景観地保全に重要な効果があると判断できる。

4 保全計画の基本方針

(1) 緑の保全

次世代への誇りや財産として引き継ぐため、土地利用転換の抑制等を図ることにより、首都近郊に残された武蔵野の景観の核となる緑地を保全していく。

(2) 緑の再生

樹林地については、景観地内の樹木の萌芽更新や松食い虫等の被害により荒廃した樹林地の代替植生への転換等を図り、畑作地帯については、放棄された遊休農地を貸し農園や苗圃等、良好な景観をもたらす農地への転用を図るなど、緑を再生していく。

(3) 緑との共生

既に緑が減少してしまった区域においては、近接する緑地を憩いの場として安らげる住民共有の財産として保全していく仕組みづくりや土地利用者各々が取り組める緑化などを推進することにより、緑のネットワーク形成を構築する。

5 配置方針

(1) 緑の保全・再生区域

景観地内の緑の骨格軸として、多様な生物の生息空間としての機能やレクリエーション・防災機能・景観構成機能などを発揮するため、現存する豊かな緑を保全するとともに、山林荒廃地の代替植生への転換や遊休農地の活用などを図り、緑を再生する区域

(2) 緑との共生区域

民間企業等の産業施設の緑化や緩衝緑地の創出などを図り、隣接する樹林地との緑のネットワーク形成を構築することにより、緑豊かな地域らしさを創出する区域

6 施策方針

(1) 緑の保全・再生区域

景観地内のまともな良好な樹林地を保全するため、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例による継続した取り組みとともに、土地利用規制の強化の検討や行政と地域住民とが協働した維持管理、景観地内に投棄された廃棄物問題への対応など、様々な取り組みを展開していく。

また、環境共生生産地と位置づけ、無秩序な市街化を抑制する。

(2) 緑との共生

① 活用

市街地化した工場等の区域については、作業の合間に憩える場を提供してくれる緑に対して、地域と企業が連携した緑との関係づくりを目指した景観地内特有の身近な緑の地域づくりを推進していく。

② 創出

景観地内の緑豊かな地域らしさを創出するため、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく緑化計画届出制度の推進のほか、ふじみ野市みどりの条例や開発指導要綱に基づき良好な自然環境を創出するため、工場などの緑化を推進することにより、民間が主体となった緑豊かな地域づくりを目指した取り組みを展開していく。

ふじみ野市武蔵野ふるさとの緑の景観地保全計画区域図

